

令和8年6月26日

集計した労務数量に係る端数処理について(お知らせ)

令和8年6月25日付け告示の建物清掃業務の一般競争入札において、保全業務費の積算に係る労務数量の端数処理について、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

【対象】

日常清掃対象延床面積が「1,000㎡以下」及び「1,000㎡超2,000㎡以下」の長期継続(月額)契約を行うもの。

建築保全業務積算要領で示す歩掛表において、小規模施設にみられる定期清掃のみに計上される従事者区分(清掃員A～C)について集計した労務数量の端数処理を以下のとおり行う。

ただし、「日常清掃」及び「定期清掃」の両方に労務数量が計上されている場合及び総額契約の場合を除く。

【端数処理の方法】

定期清掃の労務数量を、年間(12か月)ベースの数値を基本とし、その数値に小数点第2位以下の端数がある場合、小数点第2位の数値を切り捨てる。

ただし、その集計した数値が「1」に満たない場合、小数点第1位の数値が5以下であれば「0.5」、小数点第1位の数値が5を超えるのであれば「1.0」とする。

そして、当該数値を12で割った値の小数点第4位を切り上げた数値を、月額換算の労務数量とする。

【算出例①】

定期清掃における年間(12か月)の清掃員Aの労務数量が「1.3545…」の場合

- ① 小数点第2位以下を切り捨て：端数処理後「1.3人工」
- ② 月額換算：1.3人工÷12か月=0.10833・・・人工/月
- ③ 上記②の数値の端数処理：0.109(小数点第4位を切り上げ)
- ④ 月額換算の清掃員Aの労務数量として「0.109人工/月」を使用

【算出例②】

定期清掃における年間(12か月)の清掃員Bの労務数量が「0.6543…」の場合

- ① 「1」に満たない数値かつ小数点第1位が5を超えている：「1.0人工」
- ② 月額換算：1.0人工÷12か月=0.08333・・・人工/月
- ③ 上記②の数値の端数処理：0.084(小数点第4位を切り上げ)
- ④ 月額換算の清掃員Bの労務数量として「0.084人工/月」を使用

※年間の労務数量が「1」未満かつ小数点第1位の数値が5以下の場合は「0.5人工」として、同様に計算すると以下の数値となる。

⇒0.5÷12÷0.042人工/月

契約担当部局

札幌市財政局管財部契約管理課

電話 (011) 211-2152